

都市計画道路清藤志々水線軟弱地盤技術解析等業務委託
特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は「都市計画道路清藤志々水線軟弱地盤技術解析等業務委託（以下「本業務」という。）」に適用する。

第2条 業務の実施基準

- 1 本業務の遂行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「測量設計業務等仕様書」（令和6年10月 熊本市）、「地質・土質調査業務共通仕様書」（令和6年10月 熊本市）、「設計業務等共通仕様書」（令和6年10月 熊本市）、その他関係示方書及び担当者の指示に従い実施するとともに、関係諸法規を遵守しなければならない。
- 2 本特記仕様書は、本業務に必要な諸元及び資料のうち、主要な事項のみを示したものであるから、これらに記載していない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。
- 3 本業務着手前に本特記仕様書を十分理解し、業務を実施する。疑義が生じた場合は調査職員と協議の上対応を決定する。現地の立入に際しては、関係者の了解を得たうえで行うとともに、作業中は地元住民の感情を害することのないよう十分言動・態度に注意しなければならない。

第3条 業務数量

本業務の数量は、別紙「金抜設計書」のとおりとする。なお、数量に変更が生じた場合は、調査職員と協議を行い、必要であれば設計変更を行う。

第4条 資料等の貸与

貸与する資料については以下の通り。なお、業務遂行にあたり新たに必要となる資料が明らかになった場合は、調査職員と協議すること。

- 1 富合町中心市街地土地区画整理事業測量調査及び協議会支援業務委託
- 2 都市計画道路清藤志々水線道路予備設計業務委託
- 3 都市計画道路清藤志々水線道路詳細設計業務委託
- 4 都市計画道路清藤志々水線地質調査業務委託

第5条 協議打合わせ

本業務の協議打合わせは原則6回(中間打合せ4回を含む)とする。管理技術者は各会議に出席することを基本とするが、中間打合せに限り、管理技術者の出席が困難な場合には、受託者の負担により Web 会議等を開催することも可とする。

る。なお、成果品納入時には照査技術者も会議に出席すること。

- 1 当初打合せ 業務計画書提出時
- 2 中間打合せ（4回）
- 3 最終打合せ 成果品納入時

第6条 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者の協力のもと取り組むものとする。

第7条 履行期間

履行期間は契約日から令和8年（2026年）3月31日までとしているが、令和8年（2026年）3月議会において繰越承認を得たうえで、適正履行期間である令和8年（2026年）7月27日まで延長する。

第8条 その他

業務期間中は調査職員に週報を提出することとし、週報にはその週に行った業務の成果等を添付し、翌週の予定を記載すること。提出方法については、電子メールを基本とする。

第2章 業務内容

第1条 業務内容

1 軟弱地盤技術解析

「地質・土質調査業務共通仕様書」第2編 地質調査業務 第4節 軟弱地盤技術解析に基づく。

2 試験施工・動態観測

(1) 試験施工

こま型基礎を設置する。詳細はコマ基礎参考図のとおりとする。施工にあたっては、施工方法・位置・高さを十分確認すること。沈下板は、委託者が支給するものを設置すること。また、盛土A・Bは委託者が別途手配する。

(参考文献)

- ア 土木工事共通仕様書（令和6年10月 熊本市）に記載の技術基準及び参考図書の最新版
- イ 日本材料学会 : 地盤改良工法便覧
- ウ 土木研究センター：トップベース工法設計施工マニュアル

(2) 動態観測

- ア 観測手法

道路土工—軟弱地盤対策工指針 (H24.8) 第 7 章 7-5-1 動態観測～7-5-2 沈下管理に基づいて動態観測を行う。必要な計器については、同指針の解表 7-1 に示す地表面沈下計と地表面変位杭を使用する。

観測期間は、盛土 A・B 施工完了後 6 ヶ月間を基本とし、盛土完了後 1 ヶ月を本委託で、以降を別途本市で観測することとする。

観測結果は随時共有するとともに、変位量に応じて観測期間について委託者と協議すること。

イ 観測位置

観測は、試験施工箇所及び本市で別途施工する試験余盛箇所の計 2 か所で行う（詳細は別添平面図・圧密沈下観測参考図（盛土 A・盛土 B）参照）。

地表面沈下板は、盛土センターとのり肩の計 3 箇所、地表面変位杭は、盛土の両のり尻とその 2 点から 8 m 程度離れた位置の 4 箇所を目安とする。これらの位置・箇所数について、打ち合わせの上、必要に応じて変更を行う

ウ 観測結果のフィードバック

動態観測結果を軟弱地盤解析にフィードバックし、解析精度を高めること。追加調査等が必要な場合は、委託者と協議すること。

第 3 章 成 果 品

第 1 条 成果品（電子納品）

- 1 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- 2 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）（土木編）に基づいて作成することとする。
- 3 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R・DVD-R）で 2 部、印刷製本した成果品を 1 部提出する。なお、電子納品対象外の書類は、紙媒体により 2 部とする。
- 4 成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

5 電子検査に必要なパソコンについては原則受託者が準備することとする。
受託者が準備できない場合は、別途協議する。

第2条 提出場所

成果品の提出場所は、熊本市都市建設局都市政策部市街地整備課とする。